

賃貸住宅ご入居者さま向け

# THE 家財の保険



個人用火災総合保険  
東急住宅リース セーフティプラン





# 「家財」をとり巻くさまざまなリスクをまとめて補償

## 「損害保険金」補償内容 詳しくは(P3)~(P4)へ

火災		風災、雹災、雪災		水災		盗難による 盗取・損傷・ 汚損	
事故例	火災により家財が焼失した。	事故例	台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、家財が損害を受けた。	事故例	泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。	事故例	給排水管からの水漏れで家財が水浸しになった。
落雷		事故例	台風で窓ガラスが壊れ、家財が損害を受けた。	事故例	泥棒が侵入した際にテレビなどの家電製品が盗まれた。	漏水などによる水濡れ	
破裂・爆発		事故例	ガス漏れにより爆発し、食器などの家財が割れた。	事故例	近所で暴動があり、家財が壊れた。	じょう 騒擾・集団行動等に伴う 暴力行為	
○	○	○	○	○	○	○	○

### 家財を保険の対象とした場合のご注意

#### 1.「貴金属等」(※)の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される貴金属等の金額が100万円までの場合は、家財の保険金額とは別に自動的に補償されます。100万円を超える補償をご希望の場合は、セーフティプランでのお申込みができません。100万円を超える補償をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※「貴金属等」とは、保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。

- ア.貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- イ.稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

#### 2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

対象	事故の区分	限度額
① 貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

## THE 家財の保険の主な特長

### 特長1

#### 賠償の安心補償!

すべての契約に大家さんへの賠償責任補償がセット!

	<b>自動セット</b> 大家さんへの賠償責任を補償 (借家人賠償責任補償)		<b>自動セット</b> 修理費用負担を補償 (修理費用補償)
保険金をお支払いする場合	お客様の借りている戸室が偶然な事故により損壊し、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合		お客様の借りている戸室が偶然な事故により損壊し、賃貸借契約に基づき、または緊急的に修理した場合
事故例	・模様替えをしていたところ、誤って借りている戸室の窓ガラスと壁を破損してしまい、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。 ・火災が発生し、借りている戸室に損害が生じたことにより、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。		・空き巣被害に遭い、玄関のかぎを壊された。大家さんとの賃貸借契約で玄関ドアは借主自身が修理することになっているため、修理を行った。 ・外から石が飛んできて、窓ガラスが割れた。生活に支障をきたすため緊急的に修理を行った。
自己負担額	0円		3,000円

### 特長2

ご本人やそのろん、たとえ同居人(注)のあわせて補償

(注)保険証券記  
賃貸借契約  
ります。





# 契約上重要なご注意点

## 損害保険金について

選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪氷水または除雪作業による事故を除きます。)によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪氷などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災などの事故によって破損することにともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪氷水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額 <sup>(注1)</sup> の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水 <sup>(注2)</sup> を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)再調達価額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

以下のとおり損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額		
損害の額 <sup>(注)</sup>	－	自己負担額
= 損害保険金(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)		

(注)再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用のほか、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を含みます。

※盗難、不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、P.1「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

## 費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。 (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%(注)のいずれか低い額が限度) (注)保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
2. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上 <sup>(注1)</sup> 、または保険の対象である家財が全焼 <sup>(注2)</sup> した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 (注1)建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の火災による損害の額から復旧付隨費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ※地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
3. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用

# 条項・特約について

損害保険金の他に、次の条項・特約に応じた保険金をお支払いします。

条項・特約	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 借家人賠償責任条項	<p>借りている戸室が、被保険者<sup>(注1)</sup>の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊<sup>(注2)</sup>した場合において、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします。(1回の事故につき、保険金額が限度)</p> <p>(注1) 被保険者の範囲は下記をご参照ください。</p> <p>(注2) 第三者が借用戸室を特定できる状況で借用戸室のドア(借用戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。)の鍵を盗取され、または紛失した場合は、借用戸室のドアの鍵および錠が損壊したものとみなします。</p> <p>※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。</p>
2. 修理費用条項	<p>偶然な事故により、借りている戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的<sup>(注)</sup>に自己の費用で現実にこれを修理した場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <p>(注)借りている戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。</p> <p>修理費用の額ー3,000円(自己負担額) (1事故につき、保険金額が限度)</p> <p>※借りている戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。</p>
3. 個人賠償責任特約	<p>被保険者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは日本国内で受託した財物の盗取、または線路への立ち入りなどによる電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者の居住の用に供される戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</li><li>●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</li></ul> <p> <b>日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって 損害賠償ジャパンがお引き受けします。</b></p> <p>1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。 2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。 3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。</p> <p><b>ご注意</b> 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任、業務に直接起因する賠償責任など、 補償の対象とならないものがありますのでご注意ください。</p>
4. 同居人が居住する場合の 被保険者に関する特約	<p>建物に収容されている同居人の所有する家財が損害を受けた場合、選択した契約プランや条項・特約で補償する事故について、次の保険金をお支払いします。</p> <p>①P.1～P.2記載の事故のときは、P.1～P.2に記載の算式により算出された保険金 ②借家人賠償責任のときは、上記により算出された保険金<sup>(注)</sup> ③修理費用、事故再発防止等費用特約、類焼損害特約、個人賠償責任特約もしくは携行品損害特約をセットした場合は、P.3～P.4記載の算式により算出された保険金<sup>(注)</sup></p> <p>(注)特別の約定がないかぎり、被保険者に同居人を含めます。(修理費用および特約については、これをセットした場合にかぎります。)</p>

## 特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

### 1. 借家人賠償責任条項

- (1) 保険証券記載の被保険者(未成年または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって保険証券記載の被保険者を監視する方(保険証券記載の被保険者の親族にかぎります)を含みます。ただし、保険証券記載の被保険者に関する事故にかぎります。)
- (2) 同居人の方(責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)を含みます。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。)

### 2. 修理費用条項

- (1) 保険証券記載の被保険者  
(2) 同居人の方

### 3. 個人賠償責任特約

- (1) 記名被保険者  
(2) 記名被保険者の配偶者  
(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族  
(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子  
(5) 上記に該当しない記名被保険者の同居人  
(6) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。  
(7) (2)から(5)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。





